

令和4年第12回堺市教育委員会議事録

開催日	令和4年10月17日(月)
場所	堺市役所 高層館 20階 第1特別会議室
会議種類	定例会
教育長の報告	①堺市調査書誤記載検証報告書について
議案・報告	報告第12号 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 議案第20号 堺市教育委員会公告式規則の一部改正について 議案第21号 令和5年度小学生すくすくウォッチへの参加について
教育長	栗井明彦教育長
出席委員	河盛幹雄委員 宮本功委員 鈴木真由子委員 新谷奈津子委員 長田翼委員
事務局出席者	山崎久樹教育次長 長山秀基教育監 中山真裕美教委総務部長 岩井伸司教委総務課長 橋本宏司教育政策課長 富岡重幸教職員人事部長 樋口信征教職員企画課長 藤本慎也教育センター所長 渡邊耕太能力開発課長 竹内新学校教育部長 川端一生生徒指導課長 至田義朋教育政策課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
開会宣言	午前10時
栗井明彦教育長	これより、令和4年第12回教育委員会を開会します。 令和4年10月1日より新たに教育長に就任しました、栗井明彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 令和4年第12回教育委員会の開会に先立ちまして、教育長の就任に伴い、教育長の職務代理者の指名をさせていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、令和4年10月1日付けで引き続き、河盛幹雄委員を教育長職務代理者に指名しました。 本日は定例会です。 傍聴の申し出がありますので、会議規則第15条の規定により、教育長において、傍聴を許可します。 次に、教育政策課長補佐から、諸般の報告をします。
至田義朋教育政策課長補佐	報告いたします。 本日の会議には教育長及び全ての委員が出席されています。 また、事務局におきましては、案件に係る理事者全員が出席しています。
栗井明彦教育長	これより、本日の会議を開きます。 さきにお配りしました、令和4年第11回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。
【教育長の報告①】	堺市調査書誤記載検証報告書について
栗井明彦教育長	それでは、教育長の報告①「堺市調査書誤記載検証報告書について」報告します。 大阪府公立高等学校入学者選抜の調査書誤記載が複数発生した事案について、堺市調査書誤記載検証委員会での議論を踏まえ、教育委員会事務局において「堺市調査書誤記載検証報告書」をとりまとめ、令和4年9月26日に公表しましたので、報告します。 詳細については、担当課長より説明します。
【説明】 岩井伸司教委総務	「堺市調査書誤記載検証報告書について」ご説明いたします。 初めに本編表紙をめくっていただき、目次をご覧くださいませでしょうか。

課長	<p>報告書の構成としては、記載のとおりとしております。 内容については、概要版でご説明いたします。</p> <p>「第1章 調査書誤記載事案の検証について」です。平成28年度から令和2年度にかけて20校、令和3年度は16校において調査書誤記載がありました。特に合否に影響する評定の誤記載は、この6年間で10校あり、大阪府の調査書作成ソフト（府ソフト）の作業時や、市の校務支援システムである「子どもサポートシステム」（子サポ）から府ソフトへのデータ加工の過程でミスが発生しております。作業工程の概要については、図で表しています。</p> <p>令和3年度の作業である、令和4年度入学者選抜では2名の卒業生の合否結果が過誤となり、合否判定が覆る事態を招きました。このことから、この度、堺市調査書誤記載検証委員会を設置し、原因究明及び再発防止策、組織運営の検証に向けて意見を聴取しました。</p> <p>「第2章 原因究明について」でございます。</p> <p>学校の教職員や教育委員会事務局職員にヒアリングを行い、原因を探りました。右側にまとめを記載しております。</p> <p>まず学校についてですが、調査書作成は校内組織体制で行うこととしておりますが、業務が属人的であり、組織として各教職員の役割が認識されていないことから、重要性の認識は低いということ。また、校務分掌や学年集団の枠組みが超えにくいという風土も組織体制が形骸化する要因と捉えています。</p> <p>また、事務作業は間違えるものという前提で点検を行っていないこと。このことから、誤記載が発生していない学校においても、組織ではなく個人で防いでいた可能性があるということです。</p> <p>次に教育委員会事務局ですが、これまで誤記載があったことに対して、重大なインシデントとしての認識や対応力に問題がありました。</p> <p>誤記載事案の要因の掘り下げが不十分で、マニュアル遵守一本だったものの、マニュアルの表現が曖昧であったり、研修が主に調査書を作成する進路指導主事のみであったりなど、学校任せが否めません。</p> <p>原因究明を受けて「第3章 再発防止に向けて」でございます。</p> <p>同じく右側に再発防止策を示しています。</p> <p>学校の課題に対しては、校内における教職員の役割を明確かつ厳格に示すこと。特に点検が重要であることから、全市で統一した「時間」を設定すること。自己評価である学校評価に設定する仕組みやマニュアルの改訂のほか、各学校で作成した調査書を生徒・保護者に開示すること、を示しています。</p> <p>教育委員会事務局の課題に対しては、確実な調査書作成についての組織目標や人事評価などの仕組みの活用、進路指導に関する事務体制の検討、間違い機会を減らすための作業工程の削減やシステム導入の検討、マニュアルが機能しているかの確認、そして誤記載が発生した時はすべて公表すること、でございます。</p> <p>検証報告書の内容は以上のとおりでございます。今後は、令和5年度入学者選抜に向けて、報告書の再発防止策を実行すべく調整をしており、11月半ばをめどに学校へ具体策を示していく予定でございます。</p>
粟井明彦教育長	説明が終わりました。本件について、ご質問・ご意見はありませんか。
鈴木真由子委員	報告書の内容が各学校に周知徹底され、再発を防ぐことが大事だと思います。11月に各学校に周知する具体的な方法を教えてください。
岩井伸司教委総務課長	基本的にマニュアルで網羅できるようにします。これまでは進路指導主事がメインで調査書作成事務を担っていましたが、校長、教頭を含め教員の各役割を明確かつ厳格に示します。再発防止策に向けて、校長会で現場の声を聴いて進めているところです。進路指導主事に具体的な方法を説明した後、確認することも考えています。

新谷奈津子委員	<p>1 つめとして、様式 3 の 2 ページ、今後の主な取組に「懇談時の調査書事前開示の実施」とありますが、懇談時の提示の仕方を具体的に教えてください。</p> <p>2 つめとして、学校評価へ反映させる方法を具体的に詰めていってほしいと思います。</p>
岩井伸司教委総務課長	<p>1 つめ、大阪府公立高等学校入学者選抜には特別選抜と一般選抜があり、その出願前に懇談時等を活用して、作成した調査書を生徒・保護者に開示し確認してもらいます。</p> <p>2 つめ、学校評価への具体的な記載内容については調整中ですが、1 つの例としては、進路指導の重要性に関する内容を学校目標に設定していただければと考えています。</p>
【案 件】	日程第 1 報告第 12 号 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について
粟井明彦教育長	<p>次に日程に入ります。</p> <p>日程につきましては、先にお示ししましたとおりです。</p> <p>日程第 1「報告第 12 号 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について」を、議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 樋口信征教職員企画課長	<p>「報告第 12 号 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。</p> <p>本件は、教育委員会の議決事項であります。教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、令和 4 年 9 月 30 日に教育長において臨時に代理しましたので報告するものです。</p> <p>改正の内容としましては、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」を踏まえ、期末手当に係る在職期間及び勤勉手当に係る勤務期間について、育児休業の期間の除算の取扱いを見直し、子の出生後 8 週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととし、所要の改正を行うものです。</p> <p>本規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行するものです。</p>
粟井明彦教育長	<p>説明が終わりました。本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
【案 件】	日程第 2 議案第 20 号 堺市教育委員会公告式規則の一部改正について
粟井明彦教育長	<p>次に、日程第 2「議案第 20 号 堺市教育委員会公告式規則の一部改正について」を、議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 橋本宏司教育政策課長	<p>「議案第 20 号 堺市教育委員会公告式規則の一部改正について」ご説明いたします。</p> <p>本件は、令和 4 年第 3 回市議会定例会で可決（令和 4 年 9 月 30 日）され、令和 4 年 10 月 5 日に施行された堺市公告式条例の一部改正を踏まえ、教育委員会規則の公布等について、その押印の見直しを行うこととし、所要の改正を行うものです。</p> <p>改正の内容は、教育委員会規則の公布等について、今後は教育長の押印を要しないこととするものです。</p> <p>本規則は、公布の日から施行するものです。</p>
粟井明彦教育長	説明が終わりました。本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

長田翼委員	確認ですが、教育長の署名ではなく、記名のみに変更するというので宜しいでしょうか。
橋本宏司教育政策課長	現在、記名及び押印を行っており、そのうち押印を不要とするものです。
栗井明彦教育長	他に、ご意見、ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第3 議案第21号 令和5年度小学生すくすくウォッチへの参加について
栗井明彦教育長	次に、日程第3「議案第21号 令和5年度小学生すくすくウォッチへの参加について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 渡邊耕太能力開発課長	「議案第21号 令和5年度小学生すくすくウォッチへの参加について」ご説明いたします。 この度、「令和5年度大阪府小学生すくすくウォッチ」への参加について、大阪府教育委員会から意向確認があったところであり、堺市教育委員会として本調査に参加することについて、上程するものです。 本調査は、小学5、6年生を対象に府内の子どもたち一人ひとりが学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実に付け、その結果分析をもとに学校教育の改善・充実等に取り組むことを目的に、令和5年4月17日（月）から4月25日（火）の間に実施するものです。なお、小学6年生が受検する全国学力・学習状況調査は4月18日（火）に実施予定です。 調査内容として、小学5年生は、国語、算数、理科及び教科横断的な問題、アンケート、小学6年生は、理科、教科横断的な問題、アンケートで構成されます。実施時間ですが、教科及びアンケートは各20分、教科横断的な問題は40分で実施されます。今年度実施からの変更点として、令和5年度は、小学6年生で理科が加わり実施されるとともに、アンケートはタブレット PC 端末等を活用したオンライン回答方式にて実施されます。 本調査に参加し、調査結果のデータ等を、学校教育の改善・充実に役立てることは有意義であり、本市の教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることができることから、本調査に参加したいと考えております。 ただし、アンケートについては、今年度同様、児童の負担を考慮すること、また、本市独自の総合的な学力観の調査を行う CBT 調査にて代替できることから受検しない予定をしております。 つきましては、参加につきまして、ご審議のほどよろしくお願いたします。
栗井明彦教育長	説明が終わりました。本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。
鈴木真由子委員	すくすくウォッチへの参加に異議はありませんが、2点要望としてお伝えいたします。1つめとして、本来こうした学力調査は、調査自体が目的ではなく、結果を踏まえ、市や学校、担任、個人として学習への課題を見つけ、学習にどう生かされるかが目的だと思います。最大限に生かすために、どのようなタイミングで子どもたちへフィードバックしていくのか、保護者へどう伝えるべきかという観点で検討いただきたいと思います。2つめとして、全国学力・学習状況調査は2学期に入ってから返却しているかと思いますが、1学期末の返却であれば、夏休みを活用して苦手を克服し、長所を伸ばすこともできると思います。それぞれの学習調査の所管課である大阪府や文部科学省にも、結果の返却時期を検討していただくようお願いしたいという要望です。
渡邊耕太能力開発	各種調査結果については、結果分析を行い、各学校でも検証・改善し、その

課長	後の授業改善に取り組んでいるところです。夏休み前などの返却については、大阪府や文部科学省にも要望してまいります。なお、2学期の始めに、2学期から何に取り組むのかを子どもたちが意識できる「振り返りシート」を活用しているところです。
粟井明彦教育長	他にご意見、ご質問はございませんか。
新谷奈津子委員	私もすすくウオッチへの参加に異議はありません。学校や児童の負担感、結果の提示方法等について学校から何か意見はありましたでしょうか。
渡邊耕太能力開発課長	学校から、負担感に関する意見は聞いておりません。また、調査の結果分析をもとに、学校は2学期から授業改善等に取り組んでおります。
粟井明彦教育長	他にご意見、ご質問はございませんか。
宮本功委員	他市の事例で、全国学力・学習状況調査の事前対策を過度に行い、授業が削られていると報道されていたが、本市はどういった状況でしょうか。
渡邊耕太能力開発課長	子どもの今の状況を把握することが目的であるので、事前対策の指示は一切行っておりません。
粟井明彦教育長	他にご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。 それでは、ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
(その他報告①は秘密会)	
粟井明彦教育長	最後に、その他報告①「いじめ重大事態調査について(終了報告)」は、関係児童生徒のプライバシー保護のため、秘密会とすることにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 これより秘密会となります。 関係者以外の退席を求めます。
【その他報告①】	いじめ重大事態調査について(終了報告)
粟井明彦教育長	それでは、その他報告①「いじめ重大事態調査について(終了報告)」について報告します。 詳細は、担当課長より説明します。
【説 明】 川端一生生徒指導課長	学校が主体で調査した、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号の不登校重大事態に関する5件の調査結果報告書について報告するもの。
閉 会 宣 言	午前10時30分
粟井明彦教育長	以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了しました。 これをもって、令和4年第12回教育委員会を閉会します。